企業等における省エネ・再エネ
活用設備導入補助金

彩の国 埼玉県

埼玉県内に事業所がある民間事業者の皆様へ

省エネ・再エネ活用設備の導入に、補助します！

エネルギーの効率利用や地域のエネルギーレジリエンスの強化を図るため、
自らの事業所に省エネ・再エネ活用設備を導入する事業に対して、
埼玉県が補助します。

募集期間

令和
6年5月頃開始（予定）

対象設備・補助率（上限額）

	補助対象設備	補助率（上限額）
1	太陽光発電設備及び蓄電池	太陽光発電設備：**5万円/kW** 蓄電池：補助対象経費の**1/3** （**上限 合計1,500万円**） ※埼玉版スーパー・シティプロジェクト 参加市町村の取組に位置付けられた事業 太陽光発電設備：**7万円/kW** 蓄電池：補助対象経費の**1/2**
2	その他再生可能エネルギー発電設備（水力、バイオマス） 熱利用設備（太陽熱、バイオマス熱、地中熱）	補助対象経費の**2/3**（**上限1,500万円**）
3	その他基盤インフラ設備（自営線、蓄熱設備、熱導管、エネルギーマネジメントシステム）	補助対象経費の**2/3** ※１又は２の付帯設備に限る ※埼玉版スーパー・シティプロジェクト 参加市町村の取組に位置付けられた事業 補助対象経費の**3/4**
4	コージェネレーションシステム	補助対象経費の**1/2**（**上限2,500万円**）

補助対象経費

補助対象設備の工事費、設備費、業務費

コバトン　さいたまっち

補助対象事業の主な要件

（設備によって要件が異なるため、詳細は要綱（ホームページに掲載）をご確認ください）

- **埼玉県省エネ･再エネ活用設備あんしん事業者(企業等向け)**の認定を受けた事業者との契約により補助対象事業を実施すること
  ※あんしん事業者認定制度の詳細についてはエネルギー環境課ホームページをご確認ください。
- 不動産業に係る家庭用需要、居住に係る需要でないこと
- 常用の設備であること
- 燃料使用量や発電電力量、排熱利用量等を測定する専用の計測装置を取り付けること
- 設置する設備は全て未使用品（自作品不可）であること
- 設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているものであること
- 設備に関して、埼玉県の他の補助金のほか、国庫補助金が原資となる他の補助金等を利用しないこと
- 設置することにより、排出されるCO_2の削減が見込まれること
- 災害時等に、事業所を活用し、設置する設備により創られるエネルギーを地域住民に提供すること
  また、その旨を県HPに掲載することに同意するとともに事業所においても周知し、活動できる体制を整備していること …など

補助金手続きのご案内

手続きの流れ

※補助金の交付申請と同時に提出することも可

認定事業者	認定申請 ↓	受領 ↑						
補助対象者			補助金交付申請 ↓	事業着手（契約） ↑	事業着手届 ↓	工事完了実績報告 ↓	受領 ↑	補助金請求 ↓
県	受付書類確認	認定通知書	受付書類確認	補助金交付決定	受領	現地確認	補助金交付確定	補助金支払

※設備導入後、１年間の稼働実績を１年毎に３か年の間、県へ報告する必要があります。

申請方法

【提 出 先 】 環境部　エネルギー環境課　創エネルギー推進担当
【提出様式】 エネルギー環境課ホームページに掲載
（事業計画書などの必要様式が全て掲載されています）
【提出部数】 １部
【提出方法】 メール（a3170-02@pref.saitama.lg.jp）

検索サイトへ➡ 企業等における省エネ･再エネ活用設備導入補助金 **検索**

補助金のお問合せ

埼玉県環境部　エネルギー環境課　創エネルギー推進担当
住所：さいたま市浦和区高砂３－１５－１　第三庁舎３階
TEL：048-830-3024　FAX：048-830-4778　E-mail：a3170-02@pref.saitama.lg.jp